

# 介護サービス事業所実地指導結果について

通所介護  
地域密着型通所介護  
認知症対応型通所介護  
通所型サービス

## 実地指導における指摘事項の種類

### 文書指摘

- 指導後に改善内容を確認する必要があり、改善報告書にて改善内容の確認が必要な事項です。（例：人員、設備及び運営基準違反、介護給付費の過誤等）

### 口頭指摘

- 違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる事項です。

### 助言

- 法令又は通知等の違反は認められないものの、施設や事業所の運営等の観点から改善が望ましい事項です。

## 【勤務体制の確保等】

事業所の従業員の職種及び配置が書面で確認できない。

各職種の常勤・非常勤の別、専従・兼務の関係が分かるよう勤務表を作成してください。

【注意】 職員の勤務状況が確認できない場合、人員基準欠如や各種加算の要件を満たさない状態になることがあります。

<勤務表の例> 通所介護 常勤の従業員が勤務すべき時間数：40時間/週

氏名	勤務形態	職種	10/1	10/2	10/3
職員 1	B	管理者	1	1	1
		生活相談員	7	7	7
職員 2	A	介護職員	8	8	8
職員 3	C	介護職員	6	6	6
職員 4	D	看護職員	1	1	1
		機能訓練指導員	6	6	6

※ A：常勤専従 B：常勤兼務 C：非常勤専従 D：非常勤兼務

### 【勤務体制の確保等】

- ・ 雇用契約書や辞令等により従業者の職務が明確になっていない。
  - ・ 利用者がいない日に、職員が配置されていない。
- 
- ・ 同一従業者について、複数の事業所または職務に従事させる場合は、辞令等により従業者の所属及び職務を明示してください。
  - ・ 利用者のいない日であっても、運営規程に定めた営業日のサービス提供時間には基準上必要な従業者を配置してください。

## 【人員に関する基準】

- ・ 人員基準上配置すべき必要な従業者の数を満たしていない。
  - ・ 勤務表上、兼務職員における兼務ごとの勤務時間が確認できない。
- 
- ・ 生活相談員は、サービス提供日ごとにサービス提供時間帯に生活相談員が勤務する時間数の合計数を、サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保する必要があります。
  - ・ 兼務している職員については、職種ごとの勤務時間が明確に分かる勤務表を作成してください。

## 【管理者】

管理者の変更について届出していない。

管理者が変更になった場合は、変更後10日以内に変更届出書を提出してください。

## 【契約書等】

- ・ 認知症の利用者において、契約書の契約者が家族となっている。
  - ・ 署名が代筆されているが、代筆者の氏名等が明記されていない。
  - ・ 契約書や同意書の日付が未記入だった。
- 
- ・ 契約者は本人か法定代理人です。
  - ・ 契約書の署名を家族が代筆した場合は、代筆者の氏名、代筆した理由を明記してください。
  - ・ 契約書や同意書にも日付を記入してください。

## 【運営規程】

- ・ サービス提供時間、営業日（休業日） ・ 営業時間、通常の実施地域の変更について届出していない。
  - ・ 料金表に誤りがある。算定していない加算について表記している。
- 
- ・ サービス提供時間、営業日（休業日） ・ 営業時間、通常の事業の実施地域等に変更があった場合は、変更届出書を提出してください。
  - ・ 運営規程（重要事項説明書含む）の利用料が誤っている場合は、速やかに訂正してください。

## 【秘密保持等】

- ・ 個人情報同意書により、利用者からは同意を得ているが、家族から同意を得ていない。
  - ・ 従業者に対し、秘密保持に関する具体的な措置を取っていない。
- ・ 条例ではサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないと規定しています。サービス利用の際には、家族介護者の生活状況等、家族の個人情報を使用することになります。よって、個人情報使用同意書には、「本人」と「家族」の署名欄を作成する必要があります。
- ・ 従業者に対し、在職中・退職後に関わらず、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、具体的な措置を取ってください。



### 【提供拒否の禁止】

事業の実施地域内であるにもかかわらず、地理的に送迎が難しいことを理由としてサービス提供を断っている。

運営規程において通常の事業の実施地域に「八戸市」と定めている場合、当該地域の利用希望者に対して、送迎距離は提供拒否の正当な理由にはなりません。同一市内において提供地域を限定する場合は、「○○地区」（あるいは「○○地区を除く」）等と明記してください。地区は、日常生活圏域など客観的にその区域が特定されるものとしてください。

## 【衛生管理等】

レジオネラ属菌に係る水質検査等を実施していない。

浴槽において、以下の衛生管理等を行ってください。

- ・浴槽水は、一日に1回以上換水（循環式浴槽は一週間に1回以上）し、清掃するとともに適宜消毒を行うこと。
- ・浴槽水は、次の①から③に定める頻度でレジオネラ属菌に係る水質検査を実施すること。
  - ①浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水している場合 1年に1回以上
  - ②浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水していない場合 半年に1回以上  
(気泡発生装置を設置している場合は、三月に1回以上)
  - ③浴槽水を塩素系薬剤により消毒していない場合 三月に1回以上

【参考】青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例

※感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めてください。

### 【非常災害対策】

災害時に対する計画が作成されていない。

火災や地震のほか、水害や土砂災害等の地域の実情に応じた災害にも対処するための非常災害対策計画を作成してください。また、各種災害や停電時を想定した避難訓練を定期的の実施してください。

### 【定員の遵守】

利用定員を超える人数にサービス提供していた。

災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスを提供しないようにしてください。また、定員超過利用の未然防止を図ってください。

### 【利用料の受領】

日用品や教養娯楽費を一律に徴収するような記載となっている。

日用品や教養娯楽費（レクリエーション費、クラブ費等）は利用者の希望に応じて提供した際に費用を徴収することができるものであり、希望に応じて徴収していることが分かるよう重要事項説明書等に記載してください。また、これらの費用は、利用者から一律徴収することはできません。

### 【通所介護の具体的取扱方針】

サービス提供前に通所介護計画の同意を得ていない。

サービス提供は通所介護計画に基づくものであるため、サービス提供前に通所介護計画の同意を得る必要があります。

### 【通所介護計画の作成】

1日のプログラム予定表が記載されておらず、どのようなプログラムを実施するか不明であった。

国の様式例を参考に、1日の流れ（プログラム予定）が分かるような通所介護計画の様式にしてください。また、サービスに関わる従業員が共同して個々の利用者ごとに作成してください。

## 【通所介護費】

2時間以上3時間未満の通所介護の算定要件を満たしていない。

所要時間2時間以上3時間未満として各種通所介護費を算定する場合は、アセスメント及びサービス担当者会議において検討を行い、計画上に利用者のやむを得ない事情により長時間のサービスが困難な者である旨及びサービスの内容や必要性について明記する必要があります。

### 【個別機能訓練加算】

- 個別機能訓練計画に同意を得る前から加算を算定していた。
  - 通所介護計画と個別機能訓練計画の目標の期間設定に整合性がない。
- 
- 当該加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであり、利用者からの個別機能訓練計画の同意を得る前に算定はできません。
  - 通所介護サービス及び通所介護における個別機能訓練は、それぞれの計画に基づき提供されるものであることから、計画の見直しごとに目標の期間を再設定してください。

### 【個別機能訓練加算（Ⅰ）】

常勤専従する機能訓練指導員を配置していない日に加算を算定していた。

個別機能訓練加算（Ⅰ）は、事業所のサービス提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員を配置する必要があります。

### 【個別機能訓練加算（Ⅱ）】

当該加算に係る機能訓練が、理学療法士等ではない者により実施されている。また、訓練内容や担当者の記録が確認できなかった。

個別機能訓練加算（Ⅱ）は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が直接訓練を提供することが算定条件であることから、実施時間、訓練内容、担当者が分かるよう記録する必要があります。



### 【生活機能向上連携加算】

新規利用者において、外部の理学療法士等が身体の状態等の評価を行ったが、個別機能訓練計画（運動器機能向上計画）を作成していなかった。また、個別機能訓練計画（運動機能向上計画）を作成しているが、評価を行っていないかった。

当該加算は、外部の理学療法士等と連携し、3月ごとに1回以上、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画（運動器機能向上計画）を作成した場合に算定できます。

# 根拠法令等

## 条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 八戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

## 解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）
- 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について（老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

## 介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労告第126号）

## 留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第033105号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）